

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立高等専門学校機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当機構役員給与規則で文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会における前年度の機構の業績評価を参考に、その者の職務実績に応じて賞与(期末特別手当)を100分の10の範囲内で増減できることとしている。平成22年度においては平成21年度の業績評価を参考に検討した結果、賞与の増減は行わないこととした。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ・55歳を超える役員について報酬水準を1.5%減額。
- ・本給表の改正として平成22年12月1日から0.2%引き下げるとともに、
- ・12月期期末特別手当において所要の調整を行った。
- ・期末特別手当の年間支給割合を0.2月分引き下げた。

理事

- ・55歳を超える役員について報酬水準を1.5%減額。
- ・本給表の改正として平成22年12月1日から0.2%引き下げるとともに、
- ・12月期期末特別手当において所要の調整を行った。
- ・期末特別手当の年間支給割合を0.2月分引き下げた。

理事(非常勤)

改定を行っていない。

監事

- ・55歳を超える役員について報酬水準を1.5%減額。
- ・本給表の改正として平成22年12月1日から0.2%引き下げるとともに、
- ・12月期期末特別手当において所要の調整を行った。
- ・期末特別手当の年間支給割合を0.2月分引き下げた。

監事(非常勤)

改定を行っていない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	17,832	11,824	4,588	1,418 (地域手当)			※
A理事	15,161	10,021	3,888	1,202 (地域手当) 48 (通勤手当)			◇
B理事	12,843	9,329	2,358	1,119 (地域手当) 36 (通勤手当)	4月1日		※
C理事	13,328	9,329	3,293	49 (通勤手当) 540 (兼任手当) 116 (寒冷地手当)	4月1日		※
D理事	14,135	9,329	3,374	279 (地域手当) 611 (通勤手当) 540 (兼任手当)	4月1日		
E理事	13,348	9,329	3,293	185 (通勤手当) 540 (兼任手当)			
F理事 (非常勤)	540	540			4月1日		
A監事 (非常勤)	540	540			4月1日		
B監事 (非常勤)	225	225				8月31日	
C監事 (非常勤)	315	315			9月1日		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:千円未満切り捨てのため、総額が内訳の合計と合わない場合がある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

全国51高専が一法人となったスケールメリットを生かし、適正な人員配置を行うとともに、共通性の高い業務についての合理化・簡素化により人件費の抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、国家公務員の給与水準を考慮する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績を考慮し、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率を決定している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇給)	一定期間の勤務成績に応じて、上位の号給に昇給させること又は昇給させないことができる。
本給月額 (昇格)	勤務成績が良好で、上位の職位に就任する場合等に、上位の級に昇格させることができる。
賞与・勤勉手当 (査定分)	一定期間の勤務成績に基づいて、勤勉手当の支給割合を変動させている。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- (1) 55歳を超える職員(一般職員本給表(一)5級以下の職員及びこれに相当する職員を除く。)について、本給及び管理職手当の支給額を一定率で減額(△1.5%)
- (2) 本給表の改正として、平成22年12月1日から、中高年齢層の本給月額を引き下げた。
具体的には下記のとおりである。
- ① 一般職員本給表(一) 中高年齢層(40歳代以上)が受ける本給月額に限定して引き下げ。(平均改定率△0.1%)
 - ② 指定職員本給表 △0.2%の引下げ。
 - ③ その他の本給表 一般職員本給表(一)との均衡を考慮した引き下げ。
 - ④ 12月期末手当において、所要の調整。
- (3) 期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を0.2月分引き下げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 5,343	歳 45.6	千円 6,806	千円 5,064	千円 83	千円 1,742
事務・技術	人 1,816	歳 42.1	千円 5,285	千円 3,988	千円 87	千円 1,297
教育職種 (高等専門学校教員)	人 3,431	歳 47.3	千円 7,628	千円 5,645	千円 80	千円 1,983
技能・労務職種	人 6	歳 54.8	千円 5,159	千円 3,923	千円 70	千円 1,236
海事職種(一)	人 14	歳 50.4	千円 6,756	千円 5,040	千円 103	千円 1,716
海事職種(二)	人 17	歳 40.9	千円 4,744	千円 3,613	千円 96	千円 1,131
医療職種 (栄養士)	人 4	歳 56.8	千円 5,946	千円 4,441	千円 30	千円 1,505
医療職種 (看護師)	人 47	歳 49.1	千円 5,510	千円 4,136	千円 75	千円 1,374
指定職員	人 8	歳 67.1	千円 13,009	千円 9,689	千円 227	千円 3,320

	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	6	36.2	4,399	3,357	105	1,042
事務・技術	2					
教育職種 (高等専門学校教員)	3	35.8	5,216	3,975	169	1,241
医療職種 (看護師)	1					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	35	63.6	3,196	2,735	65	461
事務・技術	17	62.7	2,748	2,355	79	393
教育職種 (高等専門学校教員)	16	64.5	3,684	3,148	48	536
海事職種(二)	2					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	53	48.3	3,458	2,602	76	856
事務・技術	42	47.5	3,106	2,335	60	771
教育職種 (高等専門学校教員)	1					
技能・労務職種	1					
嘱託職員	5	57.1	4,575	3,455	154	1,120
委託費等雇用研究員	4	37.3	4,955	3,730	56	1,225

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。

注3: 在外職員は該当者がいないため省略した。

注4: 任期付職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。

注5: 再任用職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。

注6: 非常勤職員のうち、研究職種、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため省略した。

注7: 任期付職員の事務・技術及び医療職種(看護師)、再任用職員の海事職種(二)並びに非常勤職員の教育職種(高等専門学校教員)及び技能・労務職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注8: 技能・労務職種とは、自動車運転手、用務員及びその他の労務に従事する職員を示す。

注9: 海事職種(一)とは、船舶に乗り込む船長、航海士、機関長及び機関士を示す。

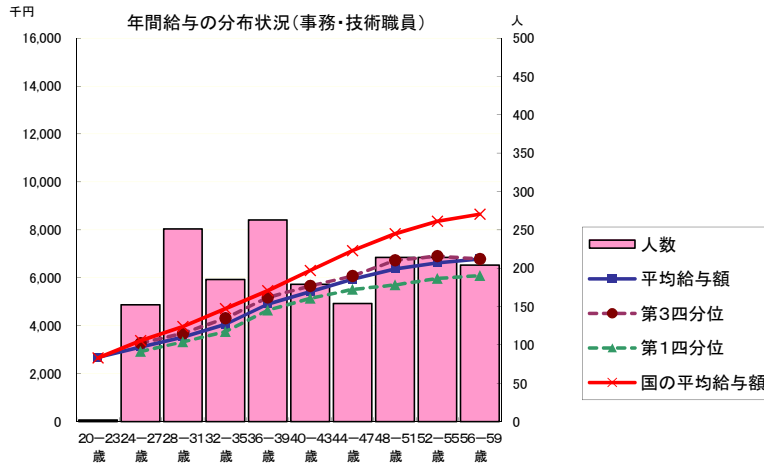
注10: 海事職種(二)とは、船舶に乗り込む職員(海事職種(一)を除く。)を示す。

注11: 指定職員とは、校長(教育職種(高等専門学校教員)を除く。)を示す。

注12: 嘱託職員とは、特定の専門的な業務に従事する職員を示す。

注13: 委託費等雇用研究員とは、各学校が契約に基づき行う共同研究または受託研究に従事する職員のうち、外部資金等により雇用される者を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④及び⑤において同じ。〕



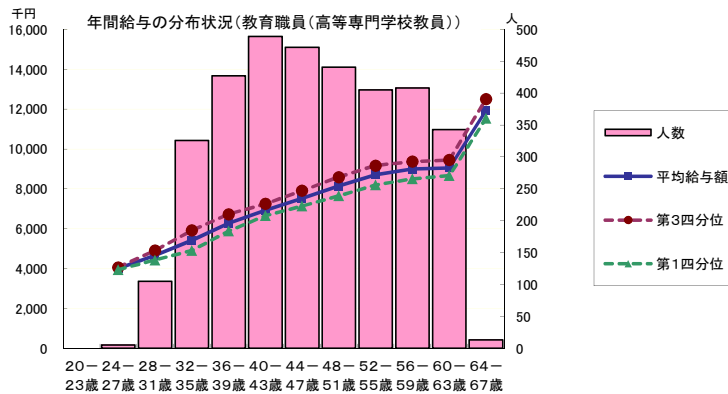
注1：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2：年齢20～23歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
本部課長	3	49.5	-	-	9,205	-	-
本部課長補佐	4	42.5	-	-	6,487	-	-
本部係長	17	39.1	5,313	6,068	5,608	6,068	6,068
本部係員	31	30.8	3,585	4,196	3,897	4,196	4,196
地方部長	32	57.0	9,464	10,000	9,745	10,000	10,000
地方課長	95	51.1	7,616	8,168	7,907	8,168	8,168
地方課長補佐	230	54.0	6,198	6,719	6,431	6,719	6,719
地方係長	716	45.3	5,087	5,978	5,520	5,978	5,978
地方主任	191	42.1	4,448	5,414	4,943	5,414	5,414
地方係員	499	30.1	3,194	3,715	3,486	3,715	3,715

注：本部課長の該当者は3人、本部課長補佐の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(教育職員(高等専門学校教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
校長	30	62.0	11,554	12,155	12,831
教授	1,480	54.8	8,270	8,781	9,242
准教授	1,443	43.0	6,491	6,952	7,444
講師	238	37.1	5,066	5,590	6,051
助教	216	34.3	4,511	4,823	5,083
助手	27	48.3	5,137	5,549	5,928

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(高等専門学校教員))
〔在外職員及び再任用職員を除く。〕

(事務・技術職員(常勤職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長・(技術)専門職員、主任	課長補佐・(技術)専門員、係長・(技術)専門職員	課長、課長補佐・(技術)専門員、技術長	課長
人員(割合)	1,816	153 (8.4%)	395 (21.8%)	763 (42.0%)	314 (17.3%)	127 (7.0%)	32 (1.8%)
年齢(最高～最低)		45～23	51～27	59～33	59～36	59～38	59～43
所定内給与年額(最高～最低)		2,842～1,862	4,177～2,255	5,263～2,666	5,906～3,922	6,822～4,152	7,664～5,438
年間給与額(最高～最低)		3,759～2,439	5,492～3,002	7,016～3,523	7,800～5,292	8,937～5,654	9,844～7,156

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	事務部長	事務局長・事務部長		
人員(割合)	32 (1.8%)	() (%)	() (%)	() (%)
年齢(最高～最低)	59～52			
所定内給与年額(最高～最低)	7,948～6,816			
年間給与額(最高～最低)	10,595～9,192			

(事務・技術職員(任期付職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任、係員	係長・(技術)専門職員、主任	課長補佐・(技術)専門職員、係長・(技術)専門職員	課長、課長補佐・(技術)専門職員、技術長	課長
人員(割合)	2人 ()%	人 ()%	人 ()%	人 ()%	人 ()%	人 ()%	人 ()%
年齢(最高～最低)		歳	歳	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	事務部長	事務局長・事務部長		
人員(割合)	人 ()%	人 ()%	人 ()%	人 ()%
年齢(最高～最低)	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)	千円	千円	千円	千円

注：該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「人員(割合)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(高等専門学校教員)(常勤職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教、助手	講師	准教授	教授	校長
人員(割合)	3,431人 ()%	240人 (7.0%)	238人 (6.9%)	1,443人 (42.1%)	1,480人 (43.1%)	30人 (0.9%)
年齢(最高～最低)		62～26歳	61～27歳	62～30歳	62～39歳	65～54歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,837～2,933千円	5,839～2,919千円	6,874～3,212千円	8,515～4,402千円	10,166～7,661千円
年間給与額(最高～最低)		6,472～3,823千円	7,794～3,848千円	9,117～4,338千円	11,399～6,095千円	13,549～10,539千円

(教育職員(高等専門学校教員)(任期付職員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助教、助手	講師	准教授	教授	校長
人員 (割合)	3 (100.0%)	3 (100.0%)				
年齢(最高 ～最低)		43～31	}	}	}	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,365～ 3,404	}	}	}	}
年間給与 額(最高～ 最低)		5,673～ 4,653	}	}	}	}

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(高等専門学校教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	63.7	66.3	65.0
	査定支給分(職階相当)(平均)	36.3	33.7	35.0
	最高～最低	48.3～31.7	45.2～25.7	46.8～29.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.7	67.0	65.4
	査定支給分(職階相当)(平均)	36.3	33.0	34.6
	最高～最低	45.7～31.1	43.1～28.6	41.4～30.4

(教育職員(高等専門学校教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	60.4	63.4	61.9
	査定支給分(職階相当)(平均)	39.6	36.6	38.1
	最高～最低	48.8～29.8	45.7～30.2	47.2～31.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.8	67.2	65.5
	査定支給分(職階相当)(平均)	36.2	32.8	34.5
	最高～最低	52.8～30.8	49.0～22.8	50.7～26.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

83.7

対他法人(事務・技術職員)

79.4

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 83.7 <table border="1"> <tr> <td>参考</td> <td>地域勘案 90.1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学歴勘案 84.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域・学歴勘案 90.2</td> </tr> </table>	参考	地域勘案 90.1		学歴勘案 84.2		地域・学歴勘案 90.2
参考	地域勘案 90.1						
	学歴勘案 84.2						
	地域・学歴勘案 90.2						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であるとする。						
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 80% (国からの財政支出額 67,646百万円、支出予算の総額 84,114百万円:平成22年度予算) 【検証結果】 高専は地域手当の支給されない勤務地又は支給率の低い勤務地に所在する学校が多いことや学校が小規模な組織で給与の高い管理職ポストが少ないこと、また、適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっており、国家公務員に比べ十分低い水準であるといえる。 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成21年度決算) 【検証結果】 該当しない。						
講ずる措置	事務・技術職員に適用される本給表は国の同種の俸給表と同水準のものとなっており、引き続き、適切な給与水準となるような取り組みを行うこととする。						

○参考指標

教育職員(高等専門学校教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 98.0

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(四)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(高等専門学校教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

○比較対象職員の状況

事務・技術職員

常勤職員欄の事務・技術職員1,816人及び

任期付職員欄の事務・技術職員2人 計1,818人

1,818人の平均年齢42.1歳、平均年間給与額5,284千円

教育職員(高等専門学校教員)

常勤職員欄の教育職員(高等専門学校教員)3,431人及び

任期付職員欄の教育職員(高等専門学校教員)3人 計3,434人

3,434人の平均年齢47.3歳、平均年間給与額7,626千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	43,346,854	44,416,515	△ 1,069,661	△ 2.4	△ 5,591,693	△ 11.4
退職手当支給総額 (B)	6,696,739	5,670,953	1,025,786	18.1	△ 96,899	△ 1.4
非常勤役員等給与 (C)	2,988,168	2,675,462	312,706	11.7	939,502	45.9
福利厚生費 (D)	5,559,469	5,436,558	122,911	2.3	△ 624,733	△ 10.1
最広義人件費 (A+B+C+D)	58,591,230	58,199,490	391,740	0.7	△ 5,373,823	△ 8.4

注：千円未満切り捨ての関係から、合計額（最広義人件費）が一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給額及び最広義人件費における主な増減要因

給与、報酬等支給総額の対前年度比△2.4%については、人件費削減の取り組みとしての人員削減を実施していることや必要な専門性に合致した適任者が得られず欠員が生じたことなどの理由により、給与の年間平均支給人員数が前年度に比して減(△73人)していること、また、その他の要因として平均年齢の低下、給与構造の見直しに伴う影響などが理由として考えられる。

また、最広義人件費の対前年度比0.7%については、主に退職者数の増による退職手当支給額の増によるものである。

②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を受けた取り組みとして、中期目標は、同閣議決定において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこととされ、中期計画において、平成22年度の常勤役員に係る人件費を平成17年度(49,734百万円)に比べて5.0%以上(平成20年度までには概ね2.5%以上)削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定を行った場合は、その改定分については、削減対象を除く。なお、人件費の範囲は報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。

人件費削減の進捗状況については、常勤役員に係る人件費を中期計画において、平成22年度までに、5.0%以上削減することとしており、平成22年度において、△8.0%となっており達成されている。なお、詳細については下記の表のとおりである。

- ・基準年度(平成17年度)の「給与・報酬等支給総額」 48,837,144千円
- ・当年度の「給与・報酬等支給総額」 43,346,854千円
- ・当年度までの人件費削減率 △11.2%

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	48,837,144	48,019,525	47,060,616	45,930,418	44,416,515	43,346,854
人件費削減率 (%)		△1.7	△3.6	△6.0	△ 9.1	△ 11.2
人件費削減率(補正 値)(%)		△1.7	△4.3	△6.7	△7.4	△ 8.0

注：「人件費削減率(補正値)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし